

第四十回国会 衆議院 運輸委員会地方行政委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十七年四月二十五日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

運輸委員会

委員長 筒牛 九夫君

理事 關谷 勝利君 理事 高橋清一郎君

理事 塚原 俊郎君 理事 福家 俊一君

理事 久保 三郎君 理事 肥田 次郎君

生田 宏一君 宇田 國榮君

川野 芳滿君 壽原 正一君

砂原 格君 竹内 俊吉君

細田 吉藏君 三池 信君

加藤 勤十君 勝澤 芳雄君

内海 清君

地方行政委員会

理事 藤瀬 彌三君 理事 渡海元三郎君

理事 阪上 安太郎君

伊藤 幟君 前田 義雄君

安宅 常彦君 門司 亮君

出席國務大臣

運輸大臣 齋藤 昇君

國務大臣 安井 謙君

出席政府委員

総理府総務長官 小平 久雄君

警察庁長官 柏村 信雄君

警視總監 富永 誠美君

(交通局長) 有馬 英治君

運輸政務次官 廣瀬 真一君

運輸事務官 (大臣官房長) 木村 睦男君

運輸事務官 (自動車局長) 河北 正治君

建設事務官 (道路局長) 上平 輝夫君

委員外の出席者

内閣審議官

藤澤 三郎君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

警視總監 藤澤 三郎君

(警察庁交通局長) 藤澤 三郎君

交通企画課長

運輸事務官 増川 遠三君

(自動車参事官) 小西 眞一君

専門員 小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

小西 眞一君

増川 遠三君

本日の会議に付した案件
自動車の保管場所の確保等に関する法律案(内閣提出第一五六号)

○簡牛委員長 これより運輸委員会地方行政委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行ないます。

自動車の保管場所の確保等に関する法律案を議題とし、審査を行ないます。

自動車の保管場所の確保等に関する法律案

第一条 この法律は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。

する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く。)をいう。

二 保有者 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二条第三項に規定する保有者をいう。

三 保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

四 道路 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五 駐車 道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第二条第十八号に規定する駐車をいう。

(保管場所の確保)

第三条 自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において当該自動車の保管場所を確保しなければならない。

(保管場所の確保を証する書面の提出等)

第四条 道路運送車両法第四条、第十二条(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る)、第十三条(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る)又は第十四条に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁に対して、道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。

2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出がないときは、同項の処分をしないものとする。

(保管場所としての道路の使用の禁止等)

第五条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することとなるような行為

二 自動車が夜間(日没時から日出時までの時間をいう)に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為

3 前二項の規定は、政令で定める特別の用途を遂行するため必要がある場合その他政令で定める場合については、適用しない。

(駐車禁止、制限等)

第六条 自動車は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した道路の区間において、道路交通法第四十八条第一項の規定により駐車する場合に当該自動車の右側の道路上に公安委員会が定める距離以上の余地がないこととなる場所においては、同法第四十

五条第二項本文の規定にかかわらず、駐車してはならない。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、当該区域内の道路又は当該道路の区間において同一の自動車が引き続き駐車することができる時間を制限することができる。

3 道路交通法第九条第二項前段の規定は前二項の規定により公安委員会が行なう指定又は制限について、同法第五十一条の規定は第一項の規定に違反し、又は前項の規定による公安委員会の処分違反して駐車している自動車について、同法第一百三十二条の規定はこの項において準用する同法第五十一条第一項の規定により警察官がした処分について、同法第一百四十二条の規定は第一項又は第二項の規定により道公安委員会の権限に属する事務について、それぞれ準用する。

(雑則)

第七条 道路交通法第九十条第一項、第九十三条第二項第二号又は第九百八条の規定の適用については、前条第一項の規定又は同条第二項若しくは第三項の規定に基づく処分は、同法の規定又は同法の規定に基づく処分とみなし、同法第九十条又は第九百八条第一項の規定の適用については、前条の規定は、同法の規定とみなす。

(罰則)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者

二 第六条第三項において準用する道路交通法第五十一条第一項の規定による警察官の命令に従わなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出して第四条第一項の規定による処分を受けた者

二 第五条第二項の規定に違反した者

三 第六条第一項の規定の違反となるような行為をした者

四 第六条第二項の規定による公安委員会の処分を受けた者

3 過失により前項第三号又は第四号の罪を犯した者は、三万円以下の罰金に処する。

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号又は同条第二項第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第十条 第八条第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の規定の適用については、第六条第一項又は第二項中公安委員会とあるのは、同条第三項において準用する道路交通法第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含むものと

する。

2 道路交通法第百九条第一項及び交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百三十三号)第二条の規定の適用については、第八条第一項第二号、同条第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の罪は、道路交通法第八章の罪とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第五条の規定は公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、第六条第三項中道路交通法第百十三条の二の規定を準用する部分は行政不服審査法(昭和三十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 第四条及び第五条の規定を適用する地域は、各規定につき政令で定める。

理由

最近における道路使用及び道路交通の状況にかんがみ、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化し、もって道路使用の適正化及び道路交通の円滑化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○簡牛委員長 まず、本案について、政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。齋藤運輸大臣。

○齋藤運輸大臣 たいま議題となりました自動車の保管場所の確保等に関する法律案につきまして、提案理由及び

その要旨を御説明申し上げます。

現下の交通情勢は、交通事故の激増、大都市における路面交通混雑の激化等、まことに憂うべき状態となっておりますが、これに対しては、政府といたしまして、従来から、臨時交通関係懇談会及び交通対策本部において、関係行政機関相互の施策の総合調整をはかり、道路及び駐車場の整備、踏切道の改良、交通安全施設の整備、交通規制及び取り締まりの強化、交通安全運動及び交通安全教育の推進等の諸施策を講じて、これが解決に鋭意努力して参ったところであります。

しかしながら、最近における交通の発達、ことに自動車の増加は、まことに目ざましいものがあり、大都市における道路交通量は道路容量をはるかにこえて、著しい交通渋滞を招いておられますが、加うるに車庫等の保管場所を有しない自動車が多数道路上に放置されて、道路の適正な使用を阻害し、ただでさえ狭い道路を一そう狭めて、交通の混雑に拍車をかける結果となっております。

かかる現状にかんがみ、政府といたしましては、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路の適正化及び道路交通の円滑化を

はかることを目的としております。

まず、自動車の保管場所の確保の義務づけであります。この法律におきましては、自動車の保有者は当該自動車の保管場所を確保しなければならぬものとし、これを担保するため、政令で定める地域内においては、保管場所を確保していることを証する書面を提出しなければ、自動車の登録を受けることができないことといたしました。

しかしながら、自動車の保管場所の確保を義務づけても、その保管場所に自動車を保管せず、自動車を道路上に放置しては何の効果もないわけでありまして、この法律は、より直接的な手段として、政令で定める地域内においては、何人も道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならないものとし、また、保管場所としての使用でなくとも、長時間にわたる駐車は、同様禁止することとし、違反行為に対しては、それぞれ罰則を設けました。

なお、これらの規定は、全国的に適用されることが本来望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

また、この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。この法律は、全国的に適用されることが本望ましいのではあります。

のか、正しくないのか、そこからまずお伺いしたいと思うのであります。

○齋藤國務大臣 たいだいまの御意見は、まあ半分正しいようで、半分正しくないような気がいたします。と申しますのは、もちろん今日、自動車は急激に増加をいたして参りました。これは日本の経済の急激な伸長の結果であると思ひます。道路の新設あるいは改修、拡幅がこれに順応してないという点も、事実でございます。しかしながら、欧米諸国を見ましても、道路をどれだけ拡幅いたしましたか、大都市内における自動車の交通というものは、非常に混雑をいたして参っております。おそらく日本におきましても、いかに道路を拡幅いたしましても、国民の持つてゐる自動車が、自由に、直接あるいは間接の規制なしに通行できるということとは、非常に困難であろうと思ひます。ことに道路上に自動車を放置しておくという事は、本来の道路の使用の仕方ではございません。また、交通の混雑を来たすもでございます。従いまして、直接、間接を問わず、どの国も、先進国におきましても、道路における自動車の駐車をきわめて制限をし、ところによっては絶対的に駐車をせしめないというような方法をとつております。ましてや道路を車庫がわりに使用するという事は、道路の部分にもよりますけれども、絶対に禁止をするという措置をとらなければならぬことは、これは道路をいかによくいたしまして、考えておかなければならぬ施策だ、かように考えております。

○安宅委員 そういふ議論もあるで

しょう。しかし、私が言つてゐるのはほんとうは正しいんだと思つてあります。なぜかといふと、この間もいろいろ論議したことで、ゲンブカーや何かは二十一才以上しか運転していかぬという、そういう免許の年令を引き上げることにしたわけでありまして、そういう場合に、自衛隊の場合はいかなんというところになつてゐるわけですね。なぜいいかといふと、事故が少な

い。これは自衛隊が通るときは、みんなあふないといふんでゐるんです。ところが、普通の車の運転手さんは二十一才以上でなければならぬという、理屈の合わないことが、このごろたくさん出てゐるのです。そういう理屈に合わないことが、この法律でも出てきそうなきがしてならないわけでありませう。たとえば、自動車を登録する場に、車庫なり保管場所というものは、今までも記載する必要があつたのであります。それが欠格条件ではなかつたわけですね。そういう人が今まで乗り回しておつて、これから自動車を運転しようとする人は、今度そういうものがないならば、どだい憲法上疑義があるから、道路に置いていかぬ、そういうこととは言えないので、それが条件にはならなかつたのが今までの通例だ、こういうふうには私は考へてゐるのですが、この法律ができたことによつて、今までの通説がくつがえつて、自動車を保持する場合には、どうしても保管場所をつけなければならぬ。それでなければ絶対許すことができない、こういうふうになつたら、不公平が法のもとに出てきて、これはおかしいじゃないかと

思つてあります。それから、この法律では、今までのそういう人のためには一年後に施行することにした、こういうふうになつておりますが、保管場所というものは、道路以外ならどこでもいいという話のようでありませうけれども、あき地も何もない人は、どうするんですか。自動車もこれから買入る人、あき地も何もない人は、これからあき地を探すか、もしもあき地がない人は、どうするんですか。一年後といふことも、その人は自動車を持つてゐないことになる。それに対して政府があき地を探してくるなら話の保障もありません。金を貸してくれるといふことも、貧乏な人は、金を融資されたつて返せないといふことなる。そういうことで、法のもとに不平等が出てきて、これは憲法上の問題で、政府を相手とつて告訴なんか起こされたら、政府はどうしますか。このところがちよつとわかりませうから、お答え願ひたいと思つてゐるのです。

○齋藤國務大臣 今までは、営業用の車は、車庫を持つたなければならぬことになつておつたわけでございます。ただ、今日の交通量等から見まして、また、道路の本来の使用という面から見まして、初めから道路を車庫がわりに使おうという考へ方は、これは是正をしていくべきじゃないかという考へをとつたわけでございます。

あります。一つには、現在持つてゐる者に一言に車の保管場所を持つてゐることは、事実上困難であるという点が第一点。そのために、今後買入者からというところであれば施設をしやすいであろうというところがある。現に持つておられます人でも、今後車を変へる、あるいは使用の本拠を変へるといふ場合には、保管場所をきめて、そうして証明をもつていたなければ登録ができません。年月はかかりますが、逐次現在の持つてゐる人でも、車を変へるとか、あるいは必要が起つてくるわけでありませう。一面取り締まりの見地からは、指定された地域内においては、一年後に道路上を車庫がわりに使うということ

が、事実できなくなりませうから、そこで不公平といへば不公平かもしれませうが、これは現実合つた方策だ、かように考へておるわけでございます。

○安宅委員 取り締まりの方の当局にお伺いいたしますが、長官、私は最後に言つたのですが、今までは車庫を持つたなくてよろしいといふことで、法のもとで許可を受けて営業して、あるいは家用の車を持つておる。こういう人が、持たなければだめだ、お前が車持つちやいかぬ、こういうことになるのは、どだい人がたまつても歩いてもいいといふわけですか、それとも走つてもいいといふわけですか、そういうことで、なるほど道義的にはここに置かないといふ良心は、国民の側が持つておる。しかし、保管場所が

なければ車を許可せぬぞということ、政府が何かの補償——今地主さんなんか補償をよこせとえらくがんばつてゐるようでありませうが、今までのそういう許可条件でやつていた人に、何らの補償もなしに、あつかぬぞ、こういうふうな言つてもりなんでしょうか。それはどうなんですか。

○柏村政府委員 今回の法律におきましては、今後自動車を登録する場合に、車庫といふことが必要であるといふことが、まず第一でございます。それから、第三条に、訓示規定と申しますか、基本的な考へ方として、保管場所を持たなければならぬといふことにしまして、第五条におきまして、道路を保管場所として使用してはならない。従来はそれが一応許されたといひますか、黙認されておつたのが、今度きびしくなるんじゃないかといふことを中心のお話と存じますが、五条につきましても、なるほど従来そういうふうな道路を使つておつたものも使えなくなるというきびしい規定でございます。しかしこれに、つきましては、一応猶予期間一年というものを置き、それからどの区域をそうするかという、これは非常にむずかしい問題がその上で起つてくるわけでございます。従いまして、交通の実情というものと、今お話しのような自動車の設置場所が、合理的に考へて確保できるような状況であるかどうかといふような点も十分に考へた上で、区域の指定とか、その時期とかといふものを考へていく必要が、五条の実際の運用につきましても、あるのではないかと。何でも六大都市であれば、一年たてば全部そういうふう

してしまふというふうな考え方でいくと、今お話のような非常な混乱が起こるのではないかと。五条の運用という問題については、むずかしい問題があるように思いますが、この点は十分慎重に考えていかなければならぬのではないかと、いふふうな考え方をしております。

○安宅委員 そうすると、ますますおかしくなるのじゃないですかね。一年後に施行するというのを書いてあるのですが、運用で何とかする、こういう話であります。大体日本に、特に六大都市周辺とその市内に、そういう自動車の台数が何万台とあるのですから、そんなあき地があるとあなたの方では思つて、こういうことを考えたのでしようが、ないのじゃないですか。ないから、道路に置いてあるのじゃないか。一年後にやるのだ。しかも、あな

たの答弁では、一べんにやると混乱が起きるから、むずかしいけれども運用で何とかしたい。そうすると、おれのところはあき地がない、おれのところもないとみんな言われたら、どういふふうにして取り締まるのか。具体的に一つ説明を願いたいです。

○柏村政府委員 自動車を持つている者が、自分のところにあき地がないから作らぬというのを個々に一々救済していくというふうな考え方で、先ほど申し上げたわけではないのでございます。しかし、御承知のように、大都市におけるあき地または利用すべき土地、車庫、保管場所として利用すべき土地が、非常に私底しているというところも事実でございます。従いまして、第五案を実際に動かしていくということになりますれば、政府なり公共団体

なりがかなり思い切った施策をして、

そして共同の保管場所であるとか、これは地下という場合もございまして、地上という場合もございまして、うが、そういうような立体的なものを考えるとか、いろいろの方途を考えて、そういうものと並行して、実際に動くような運営をしていく必要があるという意味で申し上げたわけでありまして。

○安宅委員 それでわかりました。そういうことになりまして、運輸大臣、この法律を作るときには、たゞいま警察庁長官が言つたような予想というものがはつきりして、それで、従来車を持つておつた人々の保管場所というものをどういふふうな確保するのか、政府がこれに対してどういふ措置をするのかというのを国民に示して、こういう法律を作るのだらう話ばかりですけれども、どうなるかわからな

い、運用で何とかやりたい、とにかく保管場所を持つてない者はだめになるのだという気合いだけかけておいて、何らの措置もしない法律などというものは、根本的に本末転倒の法律ではないかと思つておりますが、この点

は、どういふ施策を将来政府はとるつもりであるかというのを明確にこの際言つてもらわないと、特に大きい企業なり大企業などは何とかなるでしょう、遠いところに車庫を持つことも、保管場所を持つこともできるでしょう、しかし、中小零細の、小型四輪一台か二台持つて回っている人とか、それから都内のまん中に店舗をはってきゆうきゆうしながら営業をやっている人、保管場所が全然ない。家が

びっしりしているから、そういうところの人に対してはどういふことをするのかというくらい、はつきりしたこ

とを示してもらいませんと、これは中小零細企業を中心としたこれらの人たちが、とんでもない法律を作つてくれたものだということで、政府を恨むことになるのではないかと思つておられますが、どういふ施策を予定しておるのか。あるいはこういうことについて、せつかく関係懇談会などもやつておるようでありまして、話題になつたことがあるのかないのか。なつたとすれば、どういふ話があつたのか。そういうところまで一つ答弁をしていただきたいと思つておられます。

○齋藤国務大臣 取り締まりを実施いたしますのは、今後一年経過期間を置きまして、そしてその地域を政令で定める必要があり、またやり得るといふところを指定してやるというふうなことになるだろうと、われわれは考えております。そこでたゞいまおっしゃいますように、今日たくさん車の路上を保管場所に当てているわけでありまして、今おっしゃいますように、ことに中小企業に属するようない人が相当たくさんいらっしゃる状況にありまして、中小企業の組合等に対しまして、あるいは助成金を出す、あるいはそういう施設を作つた場合に、固定資産税は免除するとか、軽減をするとかいふ助成措置をはかりまして、逐次実際の取り締まりも可能であるという状況に持つて

いった上でのことというものが、この法案の考え方でございます。交通関係懇談会等におきましても、その点が最も重要な点だと考えまして、大蔵省、通産省等も参加していただいて、そういう自動車共同保管場所を作らせて、それに対する助成方を至急に講じていこう、かようにいたしておるわけ

ありまして。

○安宅委員 自治大臣にお伺いします。この法律に、そういう場合を予想して、政府が何らかの施策を行なうという義務づけの条文などを入れるべきではないかという話はなかつたですか。

○安井国務大臣 自治省といたしましても、今運輸大臣のお話のように、保管場所を民間で作るためのいろいろの便宜供与には努めて協力をいたすといふことで、関係懇談会等でも十分な話し合いを進めておるわけでありまして。

○安宅委員 それは今運輸大臣から聞いたのです。だから、そういう制限を加えるのですから、加える側の政府が何らかの義務を負わなければ、そうしますとか、助成金をあとでやるかもしれないとかいふことではなくて、そういうことをしなければならぬという条文を入れたい、この法律はいけな

いんじやないかという話し合いなどがなかつたかという話はおるのであります。

○安井国務大臣 これから新しく入れる者は車庫あるいは常置所を持たなければならぬ、そして将来は全部持たなければならぬという考え方は、すでに現在でも一般の営業車には適用されておるわけでありまして、従来、自家用車にそういう面が黙認されておつたといひますか、放置されておつた。これだけの自動車の非常な混雑の事情になつてくれば、当然自家用車に対して

もそういうある程度の規制が必要じゃないかという考え方から出ておるわけでありまして、従つて、そのために、今度は全面的に初めから法文に政府で保障するような方法を正式に入れ

るといふことではなく、それを実現していくためには、政府としても、今後資金の面、あるいは場所の面、あるいは税金の面、そういう点でできる限りの考慮と配慮をしていこうというふうな考え方をしております。従つて、条文の中へ直接政府の保障的なものを入れることは、いかがかと思つておる次第であります。

○安宅委員 警察庁長官にお伺いします。こういうことになりまして、今まで保管場所というのを書いてある。実際そういう保管場所があるのかないのかというのをあなたの方で調査したところが、調査し切れなかつたといふことを、地方行政委員会の道路交通小委員会が何かで答弁しておると思つております。今後実際にそういう保管場所があるのかないのか、あるいはあつたとしても、実際に使用でき得る保管場所なのかどうか、これはすばらしい台数とあわせて、あなたの方の交通局なんて、この間できまして、

も、二、三人をふやしただけで、そんなことできるのですか。できる見込みがありますか。できる自信がありますか。それをお伺いします。

○柏村政府委員 たゞいま安井自治大臣からお話のございました営業用——運送の営業用は、車庫を確保しておるわけでございます。その他の自家用トラック等につきましては、登録の際記載事項ということについては、必ずしもこれの確認ということについては、必ずしもこれをおらないわけでありまして、一時警察庁管内におきまして、その記載事項が正しい記載であるかどうかということ

を調査したことがございまして、その際は、かなりずさんな記載がされてお

るといふ事実があつたのでございませう。今度行なわれませう法律につきましても、とりあえず、第四条で、新しく自動車登録する場合におきまして、保管場所が確保されているかどうかを確かめるといふ問題があるわけをございまして、それにつきましては、警察として十分協力して参りたいと思つておりますが、その程度のものでありますれば、これは五條の指定より区域がずっと広くなると思つたけれども、その程度のものでありますれば、そういう場所があるかどうかの確認というふうなことにしては、もちろん努力を要します。人手も食うものでございませうけれども、不可能な問題ではない、非常に困難だといふほどのものではないといふふうな考へておるわけでありませう。

○安宅委員 私、だんだんピンとがはずれてしまふかもしれませうが、家用の乗用車なんというものは、乗用車を持つてくらの人は車庫くらい持たなければならぬという理屈はわかるのです。家用の乗用車でないいろいろなものがありますね。こういう人々が非常に困るのじゃないかと思つて。従つて、ただいままでいろいろ助成なり何かの措置をする盛んに言つておられるのでありますが、実際のやり方ですと見ておると、私はできないような気がしてならぬのです。かゝる証文だけ発行しまして、あとで知らぬぞといふことになつて、苦しむの小さい商店やそういうところが非常に困るのじゃないかと思つて。たとえ保管場所でないところに置いておるじや

ないか、赤坂あたりはえらい乗用車がぎつしり詰まつておりますが、どういふ人が使つておるのか私わかりませぬけれども、長時間駐車しておるじやないか。一時だといふのが夜までぎつしりやられたら、お前は何分前からきておるのかどうなかなんといふことを、交通関係の取り締まり当局で判断することができませんか。できないでしょう。できないから、結局道路における自動車のはんらんなんといふのは、何もならないじやないかと思つて。そういう結果になるか、ちよつとお聞きしておきたいと思つて。○柏村政府委員 今度の五條におきまして、長時間、すなわち昼夜を分かつた十二時間以上継続して同一場所に置く、あるいは夜間八時間以上置くといふことを禁止いたしております。こういうものを禁じておるわけでありませう。かといふ問題は、確かにお話のようにむずかしい問題でございませう。これは、その間に動かしてあるか動かしてないかといふ問題もありませんけれども、しかし、毎日自分のうちの前に車をとめて、どこにも入れないところがな

いといふようなものは、第一項に該当いたします。第二項については、そういうものでない場合でも、すなわち、自分のうちの前にないといふやうなところでも、確かにそういう長時間にわたつてとめておいたということが立証されるような状況になれば取り締まることとございませう。とまつておる車を一々当たつて、すべてについて何時間おつたかといふことを、必しもいふわけをございませう。あるいは

は御質問の趣旨がそういうことではない、駐車禁止以外の場所に長時間置いておるといふようなものは、なかなか取り締まれないじやないかといふお話、この点は確かにあると思つて。現在道交法において、とめた車の右側三・五メートルないところは駐車することができないといふことでありませうが、今回の法律においては、区域を定めまして、あるいは四メートル、あるいは五メートルなければとめてはならないといふ場所を指定していくといふような方法によつて、非常に混雑するやうなところに長時間、あるいはたゞさんの車が駐車するといふやうなことを防ぐ方法は、第六条で実効が保たれるやうになる、そういう面の効果はあろうかと思つておるわけをございませう。

○阪上委員 二、三点関連質問いたしたいと思つて、まず最初に、この自動車の保有者は、当該自動車の保管場所を確保しなければならぬ、この考え方は、憲法二十九条との関係はどういふことになるのございませうか。この点を一つ、運輸大臣から伺いたいと思つて。○齋藤國務大臣 憲法二十九条は「財産権は、これを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」この条文に照らしまして、ただいまの自動車を持つ者は保管する場所を道路以外にとつて持たなければならぬといふ規制は、これは財産権の使用の一方途でもあろうかと思つて、たゞそれ以外に、かような見地から、何ら支障はない、かように考えまして、財産権を侵すものではない、こういうふうな考えます。

も、これは公共の福祉に適合するやうな、そういう使用の仕方しなければならぬわけをございませうから、公共の福祉という見地から、何ら支障はない、かように考えまして、財産権を侵すものではない、こういうふうな考えます。

○阪上委員 御説のように、憲法第二十九條では、私有財産は、これを侵してはならない、こういうふうな規定をされておられます。それはいろいろ学説はありまして、やはり侵しちゃうかぬ、この間接的にやほり侵しちゃうかぬ、こういう意味だと、われわれは解釈する。この場合、保管場所といふものを確保しなければ、自動車を保有している者がこれをどう使うことができないといふことになつて参りますと、間接的に私有財産権を侵して、こういうふうな考へるわけでありませう。それから二項の、財産権の内容については法律でこれを定める、この場合は別に問題はな

いと思つて。そこで「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」こういうやうに規定されておられます。従つて、こういう規定をやるやうな場合には、おきましては、当然それに何らかの正当な補償と、こういうものがついでなければならぬ、こういうふうな考へるのです。この点は、どうでしょう。○齋藤國務大臣 これは財産権を、たとえば自動車を使用するといふわけでもございませぬ、現に道路上を車庫がわりに使つておる。その車庫がわりに使つておる権利がある、こういうやうには見られませぬから、補償といふ問題は起きてこない、われわれは考へます。

○阪上委員 別に、法律で補償する場合において、それが完全補償であるといふことは、われわれ言わないのであります。いろいろな場合を考へまして、わが国において、こういう場合におけるいろいろな補償の内容を調べて見ますと、完全補償をしてゐるのは一つもない。しかし、何らかの補償をしなければならぬのではないかと考へる方を、私は持つておる。今言われたやうに、今まで使つてはならない場所に車を置いておる、駐車してはいけない場所に車を置いておる、そのことを禁止しようとするのは、それ自体別に補償が必要でないのだ、こういう解釈ではなくして、車を持つておるものが、これがどうしても保管場所といふものをこの際作らなければならぬ、こういうことになつた場合に、これに対するところの補償といふものは、当然あつてしるべきぢやないか。その場合、個々の補償をわれわれは言ふわけぢやない。あなたのおっしゃるやうなもの考へ方も、私は成り立つと思つて。しかし、行政上、こ

ういふものを考へていく場合に、個々の補償がないとしても、たとえ無料の駐車場であるとか、公営の駐車場であるとかいふものをやはり作つておいて、それとしてどうしてもそういう土地を入手することができないといふものに対しての救済措置といふものは、当然講じられるべきである。この措置を、私は、やはり憲法解釈上からも必要とするのぢやなからうか、こう思つておられますが、いま一度、どうでしょう。○齋藤國務大臣 社会問題といつたしまつて、現に道路上に車をしよつちゆう

保管場所としてとめておられるという場合に、これは何ら措置しないという明日から全部取りのけてしまえというところは、事実上いい政治とは言えませんが、これに対しては、できるだけの公共用地を開放するとか、あるいは助成措置を講ずるとかいうことをいたして参りたい、かように考えておられるわけですが、これから車を持つものに対しては、何か補償的な意味でいうことは、車を持つもののために、政府なり公共団体がそういう保管場所を置くという事は、これは望ましいかも知れません、しかし、日本の現状におきましては、そこまではちょっと行き届きかねるといのが現状だと、私は考えております。

○阪上委員 ですから、私は申し上げておられるのですが、普通道路の整備が行き届いておって、しかも交通緩和対策としても、大量輸送計画その他が完備してある、そういう状態下において、私はこういう問題は起こってこないと思う。こういう規制をする必要がないと思うのです。ところが、こういう規制をしなければならぬという事になったのは、やはりそういういろいろな諸政策が十二分に行き届いていなかったからだ、こういうふうなわけでは解釈するのです。むしろ極端な言い方をすれば、政府の責任です。普通、諸外国おきましても、芝の上に乗車をほり込んで別々に差しかかえないじゃないか。また、非常な狭い間の閑散たる場所においては、道路上に車を置いておつても別にしまわぬじゃないかという考え方も、成り立つわけなんです。それをどうしてもこういうふうな規制しなければならぬ、こ

の場合、政令で指定する地域においてやらなければならぬということになれば、一般的じゃないじゃないか。その場合、私は当然適当な補償をしなければならぬと思うが、しかし、個々に対しての補償という事は、この際必ずしもそこまでいく必要はないけれども、やはり公の施設によつてある程度救済することが必要である。たとい猶予期間が一年置かれておつたとしても、一年たつてもなおかつ入手でできないものは一体どうするか、こういう問題も出てくるのじゃないかと思うのです。

そこで、先ほど大臣は、そういうことのために公共用地というものを提供して、そして車を置くことができるようなものを持つていきたい、こういうふうにおっしゃつておられるのでありますが、その計画はどういうふうになっておられますか。関係懇談会等において、あるいは総理府の中にありますところの交通対策本部等において、作業しておられると思うのでありますけれども、どのように考えておられますか、どういふ計画をお持ちになっておられますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○齋藤国務大臣 これから新たに車を持とうとするものに対しては、何らかの助成措置を講ずるとか、あるいは公共の駐車場、車の保管場所を設けるとかいうことは、たゞいま政府としては考えておりません。現に、路上を駐車場がわりに使つておられる者が、非常に多い。これは一年後になりますと、地域によりますけれども、指定をしようとする地域に、相当ございますから、これに対しては、事実上相当の措

置を講じなければ、実際困るじゃないか、かように考えて、先ほど申しましたように、でき得るならば、公園とか、あるいは学校の校庭等を一時使用ができないかどうかという検討をいたしますと同時に、中小企業等の団体に対しまして、共同の保管場所を作るといふ場合には、特別の融資をしよう、あるいは税制面でも考慮をしようというふうな助成方針をとらうという方針は、昨日の交通関係懇談会においてきめまして、これの具体化を至急にはかつて、そして一年後の施行に支障のないようにいたしたい、かように考えておられますので、各細目—それに対して、助成金がどのくらい要するか、何%の助成をするか、税制をどうするかという細目は、まだきまつておりませんが、これを早急にきめまして、施行に差しつかえを来たさないようにいたしたい、かように考えておられるわけでございます。

○阪上委員 それから次に、この政令で定める地域の内容、構想を一つ承りたいと思つていますが、警察庁長官からでも一つ。

○柏村政府委員 第四条と第五条の適用区域については、政令で定めることにいたしておるわけでございます。これにつきましても、具体的にまだ十分案ができておるわけではございませんが、第四条の方は、相当交通の輻輳する区域を含めて広い範囲に及ぶ可能性があるわけでございますが、第五条の適用につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、一年の猶予期間を置くと同時に、実際の施行にあたりまして、その施策が並行して行なわれるということと十分見合いまし

て、指定を個々にして参りたい。従いまして、これは非常に抽象的で恐縮でございますが、五条の適用区域は相当にしばられる、それから四条はできるだけ広くしたいという気持をもつて、実情に合致していく、こういうふうな考え方をしておるわけでございます。

○阪上委員 私は、政令で定める範囲というものを、もう少し科学的に検討したものがほしいということなんです。たとえば米田あたりでも、フィラデルフィアの都市交通圏というふうなものがあるわけなんです、これは長官も御存じだと思います。あるいはトロン方式等によつて、そういう交通対策というものを進めているところもあるわけなんです。非常に科学的にそういうものを編み出しておる、こういうことなんです。そしてフィラデルフィアの場合においては、半径一マイル以内をもつて都心部というふうなことをして、第一圏、第二圏、第三圏、第四圏というふうな範囲にきつめて、科学的にそういう範囲というものをきめておられます、私が伺いたいのは、政令で定める場合においても、これそのままの形にはなりませんけれども、そういうものが必要ではなからうか。先ほど運輸大臣からも答弁がありました、必ずしも五大都市とかなんとかに限るわけではない。それはその通りだと思つておるのです。そこで、何かそういう科学的なものをやはりこの際作り出しておくとおることが必要じゃないかと思つておるわけですが、あなたのお考え方はどうでしょう。

○柏村政府委員 確かにお話の通り、こういう問題はできるだけ科学的に検討をして、その結果に基づいて決定を

していくべきものと思つておる。ただ、そういう方向はその通りでございますが、まだ具体的に検討が遂げられていないという事を申し上げたのでございまして、第五条の適用区域は、さしあたっては、実際に交通が輻輳して道路に自動車を置くことが非常に交通の支障になるような区域であり、しかもこれに対しての保管場所についての救済がなされるような情勢というものとにらみ合せて、指定されていくようにならぬのではないかと、それから、第四条につきましても、そういう交通ひんぱんなところに集中し得る区域と申しますか、集中しがちな区域というふうなところに、まずさしあたっては重点的に指定されるという方向になるのではないかと、かように考へるわけでありませう。

○阪上委員 これは質問ではありませんが、こういうことを実施する場合の政令なんですけれども、やはり全国的に当てはまるような、科学的な根拠のあるものを作つていただきたい。このことを希望いたします、私の関連質問を終わります。

○安宅委員 それで、今まで阪上さんからお話がありましたように、私は、一番先にこういう問題について—公共の福祉という立場からというあの答弁がありました、実際に車を持つ立場になった人が、あるいは従来持つておつた人で今度規制をされるという人が、憲法上の理由で、現実に損害を与えられたという事で、憲法違反の訴訟か何か起こされたらどうするのですかという質問に対しては、答えてないのです。これは非常に重要な問題だと思つておられますが、関連してこ

いのではないか。私の土地に私の車を置くのがどうして悪いのかということになる。そういうのが出てきやしませんか。これは都市計画か何かでできんか。道路予定地だという路線に入っておればまだしも問題は少なからうと思えますけれども、最近の郊外の新開地に行つてごらんなき。ほとんどと言つていいほど道路が私道です。これは上地されておりません。私はそれを心配するのです。だから、この法律に言つて道路というものは、どの程度までを指さしているのか、どの程度までそれに監視ができるのか、こういうことなんです。

○齋藤國務大臣 この法律は、やはり道路交通の疎通をはかるという趣旨も持つております。従つて、道路交通法によるいわゆる駐車を禁止するということとあらはらなるわけでありまして、長い間の駐車をしていることが、結局自動車の車庫がわりに使うということになるわけでありまして、私道でありまして、駐車禁止ができるということとは、私道の所有権を侵すわけではないわけでありまして、駐車の禁止がもつときびしいので——もつときびしいといふますか、その一態様と見れば、社会作用としては見れないことではない。同じ作用を持つておるわけでありまして、道路交通の疎通をよくするといふ趣旨でこの法律を作つておるわけでありまして、従つて、所有権の問題は、これは先ほどおっしゃいます道路交通取締法においても、あるいはそういうような感じを持たれるであらうと思ひます。この法律において同じ感じを持たれるであらうと思ひますが、いやしくも公衆の交通の用に

供してあります以上は、その交通の用に供している方途によつて使われなければならぬので、その限度においては所有権が制限をされるのは当然だ、かように考へております。

○門司委員 どうも大臣の答弁は、私にふに落ちかねるのです。その点がはつきりしていないような気がする。なるほど公共の用に供しておるから道路とみなすのだというならみなして、他人の車を置くということについてはどうかと思ひますが、その土地の所有権者がそこに自分の車を置く場合は、そういう理屈が出てきほしきないか。今までの判例その他から見ますと、たとえばそれが私道であつても、奥に他人の家が何軒か建つておる、そこまで行くのにはどうしてもそこを通らなければ、先の住宅の使用ができないのだという場合に、地主が意地悪くそこにかきねをするというふうなことについては、これは行政上の措置で、そういうところにかきねをしてはいけなかつたか、なにか言われておるようですけれども、そういうものと違つた形が、ここには必ず出てくると思ひます。時間も何ですから、あまり押し問答しても、大臣の答弁ははつきりしませんが、その点のある程度はつきりしていただきませんと、さつき申しましたように、公道にまだなつていなくても、地図の上では一応都市計画の路線にでも予定されておるといふことならばまだしもでありまして、だから、こういう法律をお出しになるならば、地方自治体に対して、道路の問題についてはことさらに関心を持って、そしてできるだけ公道に直していくというふうな方針をとりませんと、つまらないところでい

ろいろな問題を起しやしないかと私は思ひます。

○齋藤國務大臣 ただいまの点は、問題の起らないように、十分地方の方に懇切に通達その他の指導をいたして参りまして、門司さんのおっしゃるようなことのないようにいたしたいと思ひます。

○門司委員 それからも一つの問題は、先ほどから議論になつておることだと思ひますが、駐車場は実は持つておる。だから許可を受けておるといふことです。この場合、主として自分の所有地における駐車場が、大体これに当てはまることだと思ひます。しかし、たまたまどこかへ出かけていって、そこには駐車場がなかつた。しかも、そこで一日なり半日なり相当時間用事をしなければならぬといふときに、車をどこに置くかという問題が必ず出てくると思ひます。愛知の車が東京に来てうるするやうなことがあるかもしれませんとし、あるいは大阪の車が来ておるとも最近はあるが、そういう場合の処置は、一体どういふふうな形になるのかといふことです。だから、この法律に基づいて、地方自治体に対して、公共の駐車場というやうなものを、適当な場所に適当な広さで設けさせるということができるといふかといふこととです。

○齋藤國務大臣 この法律には、そういう駐車場を設けさせ、あるいは助成をするという規定は入つておりません。ただ、実際上の措置をいたしまして、そういう指導をし、助成をし、やつて参りたい、かように考へております。

○門司委員 そうだとすると、かなり

実態に沿わないものが事実上ではしなないか。なるほど、昼間一日使つて、夜間使わなくなつて公道に放置された車——放置すると言つておられるかもしれません。置きっぱなしの車がたゞさんありますが、それらの問題の取り締まりはこれで整理できると思ひますが、日常の取り締まりは困難ではないか。置く所がなければどこに置くかといふことであつて、車を一日じゅううろろそこを運転して回つておるわけにいかぬと思ひます。だから、どうしてもこういう法律をお出しになるとすれば、一方には、そういうものの不都合のないやうな処置を地方の自治体なりに、特に私は地方の自治体と言ひたいと思ひますが、ある程度義務づける、という言葉が行き過ぎならば、行政上の措置を考へてもらうといふことが、やはりこの法律の中で書かれておく必要があるはしませぬか。そうしなないと、完全なものにならないと思ひます。

○齋藤國務大臣 実際問題といたしましては、おっしゃる通り、その点が事実上の問題として一番むずかしい問題になるだらう、かように考へております。従ひまして、公共の駐車場をふやして、それについては助成をする道も考へて参る。そしてこの取り締まりは、一年後に地域を指定して取り締まりをするといふことになりまして、その取り締まりをする地域を指定する際にも、そういうことを勘案しながら地域を指定いたして参らなければ、今おっしゃるやうな非常な不便を起すのであらう、かように考へます。

○門司委員 そうすると、そういう処置が、私は、この法律を見ただけでは

できないやうな気がするから、お尋ねをするのです。具体的問題として、地方の自治体にはいろいろあるうかと思ひます。けさの新聞の神奈川版では、神奈川県ではそういうことを考へて何とかやつていきたいといふことを、警察本部と県の関係の諸君が集まつて相談しているやうです。でありますから、こういうものが、具体的に、各地方で自主的に行なわれる可能性はあらうかと私は思ひます。それにいたしまして、やはり法律の中でそういうものが考へられて、そしてそれには経済的の援助をするかといふやうなものがないと、この駐車場をいたしまして、非常に問題を起こさうと思ひますので、一方所に車がみんな集まるといふと、その付近の人たちが迷惑をするといふ、土地の反対もあり得ると考へられる。私は、地方の自治体の状態を見ると、こういう施設は自治体でやろうとすれば、実際はできるのです。ところが、それにいたしまして、今考へられているのは、学校の校庭とか公園だとかといふことが一部に考へられておるといふことが新聞に出ておりますけれども、これは非常に危険だと思ひます。どうしても自治体としてはその危険を避けるために、ある一定の場所を、有料にするか無料にするかはそのときの情勢で別の問題として、少なくともそういうやうな処置を講じなければ、本人が持つておるのに、車庫だけを義務づけてみたところで、今日の交通状態をこれで緩和するわけにはいかない。従つて、私は、この法律は少し寸足らずじゃないか、もう少しはつきりしたものにする必要がありはしない

かということでお尋ねをするわけでありませんが、そういたしますと、大臣の今の答弁では、将来そういうことを研究してはつきりさせるということですが、私は、この法律の通過の過程において、もしでき得ればどこかにそういう条項を入れて、万全の策をこの際講ずべきではないか。ただ車を所有しておる者だけを対象にした法律では、今日の目的の達成は完全に行なえない。いやみを言うようですけれども、どうも警察の諸君が集まれば、取り締まりだけを嚴重にすれば、それで問題が解決するようものを考える、運輸省は運輸省で、車の持ち主だけにそういう義務づけをすれば片づくという、そういう考え方はいけないと思っております。これはやはり警察ともよく話し合いを願って、地方自治体とも話し合いを願って、そうして万全を期されることを強く大臣に要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○齋藤國務大臣 ただいまの御要望の点は、政府として十分留意をいたして参りたいと考えております。今国会において御通過を願いました駐車場法の改正、これを満度に使用して、ただいまおっしゃいますような間違いがないように、一般に不便をかけないようになら、地域を指定して参りたい、かように考えております。

○筒牛委員長 ほかに御質疑はございませんか。——ほかにございませんので、本連合審査会はこれにて終了いたします。

午前十一時四十四分散会

昭和三十七年四月二十八日印刷

昭和三十七年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局